

京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この基準は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の規定に基づき、京都市立芸術大学大学院（以下「大学院」という。）の研究指導を担当する教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 修士課程を担当する教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (2) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (3) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士課程（後期）を担当する教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3 博士課程（後期）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項の資格を有する者がこれを兼ねることができる。

(選考)

第3条 大学院の研究指導を担当する教員の選考は、選考対象教員の研究業績及び教育業績等を総合的に評価して、研究科委員会が行う。

(補足)

第4条 大学院の研究指導を担当する教員の選考に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。